

(大阪経由)

(令和2年3月16日付け大運輸第6023号進達)

近運自一第465号

許 可 書

三水株式会社

令和2年3月16日付けをもって申請のあった一般貸切旅客自動車運送事業は、下記のとおり許可する。

記

1. 営業区域

大阪府

2. 条 件

- ・長さ9メートル未満でかつ旅客席数50人未満の車両を使用して行う旅客の輸送に限る。
- ・運輸開始までに、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入すること。
- ・運輸開始までに、常時インターネットに接続されたパソコンを全ての営業所に設置するとともに、当局が配信する情報をメール受信できる状態にすること。
- ・当該パソコンのメールアドレスを、運輸開始届に記載して当局に対して通知すること。
- ・メールアドレスを変更した場合は、営業所を管轄する運輸支局（兵庫陸運部）に対して通知すること。
- ・この許可の更新期限は、令和7年9月23日とする。

令和2年9月23日

近畿運輸局長

野澤 和行

